



グローバル購入注文契約約款

承諾

本購入注文の対象サービス又は製品に関する売主による作業の開始又は当該製品の発送のいずれか早期に行われた行為をもって、本購入注文の申込み及び本購入注文契約約款（以下「本注文」といいます。）に定める明示の条件が有効に承諾されたものとみなすものとします。売主の承諾した本申込みに関する追加条件の提案は、反対・拒否されるものとします。ただし、かかる変更がサービスや製品の内容、数量、価額又は引渡予定に関するものである場合には、当該提案により本申込みが拒否されることはありませんが、その重大な変更とみなされ、本申込みは、当該追加条件や異なる条を除き、売主が承諾したものとみなされます。本注文が売主による事前の申込みに対する承諾とみなされる場合、当該承諾は、本注文に定める明示の条件に限定されるものとします。

買主の都合による解除

買主は、もっぱら自己の都合により、本注文又はその一部を解除することができるものとします。かかる解除が行われた場合、売主は、本注文に基づく全ての作業を直ちに中止するものとし、そのサプライヤー又は下請業者のいずれにも当該作業を中止させるものとします。売主は、解除通知前に履行された仕事若しくはサービス又は引渡しが行われた製品の割合相当の注文価格、及び解除に起因して実際に生じた直接費用からなる合理的な解除手数料の支払を受けるものとします。売主は、解除通知の受領後に履行された作業、又は売主が合理的に回避することのできたと思われる売主のサプライヤー若しくは下請業者が負担した費用については、支払いを受けないものとします。

正当な事由による解除

買主は、また、売主の不履行が生じた場合、又は売主が本申込み条件のいずれかを遵守しなかった場合には、正当な事由により本注文又はその一部を解除することができるものとします。引渡しの遅延、欠陥のある又は本注文に適合しない製品、商品又はサービスの引渡し、及び要求に応じて買主に将来の履行の合理的保証を提供しなかった場合は全て、買主が正当な事由で本注文を解除することのできる事由となるものとします。売主による又は売主に対する破産倒産続、債権者のための譲渡が行われる場合の譲受人の指名や管財人の指名、又は売主の有する同意、ライセンス若しくは可の取消若しくは変更が生じ、売主が本注文に基づく自己の義務を遵守することができない場合、買主は、自己の選択より、本注文を解除することができるものとします。正当な事由による解除の場合、買主は、売主に一切の支払義務を負わないものとし、また、売主は、当該解除の原因となった不履行により被った全ての損害につき買主に賠償責任を負うものとします。

専有情報、守秘義務及び広告

売主は、買主より提供された全ての情報を秘密情報とみなし、買主の書面による許可なく、当該情報を他人に開示し、本注文の履行以外の目的で当該情報そのものを使用したりしないものとします。本条項は、本注文に関連して売主が買主のために作成した図面、仕様書その他文書に適用されるものとします。売主は、買主が売主から製品やサービスに入る契約を締結した事実を宣伝又は公表してはならず、また、買主の書面による許可なく、本注文に関するいかなる情報も開示しないものとします。別段の書面による合意なく、また、その方法や時期を問わず、売主が買主に開示した商取引上、財務上若しくは技術上の情報は内密又は秘密であるとみなされることはなく、売主は、特許法等関係法令に基づき存在する権利を除き、当該情報に関して買主に対する権利を有することはないものとします。

保証

売主は、本注文に基づき提供される製品又はサービスは全て、全ての仕様書及び適切な基準に適合し、新品であり、かつ、材質や仕上がりに欠陥がないことを明示的に保証するものとします。売主は、当該製品又はサービスは全て、その容器やラベル又は広告の記載事項に適合すること、及び製品は全て適切に箱詰めされ、包装され、標識やラベルが付されることを保証するものとします。売主は、本注文に基づき提供される全ての製品又はサービスが商用可能なものであること、また、かかる製品やサービスが通常の用途に適していることを保証するものとします。売主が、買主の意図する製又はサービスの特定の使用目的を知っているか、又は知る理由がある場合、売主は、当該製品又はサービスが当該特定の使用目的に適合することを保証するものとします。売主は、提供された製品又はサービスが、あらゆる点で、サンプル適合することを保証し、本注文に基づき提供された製品又はサービスの検査、試験、受入又は使用により、この保証に基づく売主の義務に影響が及ぶことはなく、また、当該保証は、検査、試験、受入及び使用後も有効に存続することを保証するものとします。売主の保証は、買主、その承継者、譲受人及び顧客、並びに本サービスの受益者や買主が販売した商品及び製品の使用者にまで及ぶものとします。売主は、買主より当該不適合につき通知を受けた場合には、買主が費用を負担することなく、上記の保証に適合しない製品又はサービスの交換又はその欠陥の修正を速やかに行うことに同意するものとします。ただし、買主は、売主にその機会を与えることを条件とします。疑義を避けるために付言しますと、当該件は、かかる製品の引渡日より、修正、修理、交換又は修正された製品に適用されるものとします。売主が不適合製品又はサービスについて欠陥の修正又は交換を速やかに行わなかった場合、買主は、売主への合理的通知を行った上、当該製品及びサービスの修正又は交換を行い、買主がこれに要した費用を売主に請求することができるものとします。

贈収賄の防止

売主は、売主、その役員、従業員、代理人又は下請業者のいずれも、米国海外腐敗行為防止法、カナダ刑法、カナダ外国公務員腐敗防止法 (Canadian Corruption of Foreign Public Officials Act)、OECD 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約に基づく関連実施法令及び英国贈収賄防止法 (U.K. Bribery Act)、又は該当法域の類似の法律を含む、贈収賄及び腐敗を防止する適用法上の違反を行っておらず、また、今後も行わないことを約束し、保証し、これを表明するものとします。さらに、売主は、適用のある贈収賄及び腐敗防止関連法令に関して違反の申立て又は起訴に関連する捜査の対象となっている旨の通知を受けていないこと、また、当該違反の申立てに関連する捜査の対象となるリスクが生じ得る状況も認識していないことを約束し、保証し、これを表明するものとします。

売主は、また、米国海外腐敗行為防止法、カナダ刑法、カナダ外国公務員腐敗防止法、OECD 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約に基づく関連実施法令、及び英国贈収賄防止法を含む贈収賄及び腐敗を止する全ての適用法に準拠して製品又はサービスを提供することに同意すること、また、売主又はその役員、従業員、代理人若しくは下請業者が本条項に基づく売主のいずれかの義務に違反した若しくは違反した可能性があることを覚知又はそう考える根拠がある場合は、速やかにその旨書面で買主に通知することを約束し、表明し、これを保証するものとします。当該通知には、売主の義務違反又は違反の可能性に関する状況の全容を記載するものとします。売主、その役員、従業員、代理人又は下請業者による本条項に基づく義務違反が生じた場合、買主は、直ちに本注文を解除し、当該違反に起因して生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

価格保証

売主は、本注文に基づき買主に販売される物品又はサービスの価額が、同様の数量の同一又は類似のサービスや物品について他の顧客に現在提供されている価額と比較して買主にとって不利ではないことを保証するものとします。売主は、本注文の有効期間中に、当該物品又はサービスの価額を引き下げた場合は、これに応じて本注文に定める価額を引下げることに同意するものとします。売主は、本注文に定める価格が全額であること、また、買主の明示の書面による同なく、追加料金が発生することは一切ないことを保証するものとします。発注後に価格を引き上げることはできないものし、当該価格には包装、引渡し、荷卸し、開梱等が含まれます。

不可抗力

買主は、自己の支配の及ばない事由により引渡し又は受領を遅らせることができるものとします。売主は、買主の指示に従い当該製品を保管し、遅延に影響を及ぼす事由が無くなったときに、当該製品を引き渡すものとします。買主は、注文に基づき、買主の要求に応じて行った製品の保管又はサービスの履行遅延に関して売主が直接負担した追加費用に責任を負うものとします。買主の支配の及ばない事由には、政府の行為又は当該行為が必要な場合の政府の不作为、ストライキその他労働争議、火災、伝染病又はパンデミック及び異常に厳しい気候が含まれるものとします。

知的財産権

売主は、通知を受けた場合には、本注文に基づき提供される製品又はサービスの意匠、商標又は外観が似ていることに起因して生じた不正競争の申立てに加え、特許侵害の申立てにより、買主又はその代理人、顧客その他ベンダーを相手取り提起される可能性のある訴訟や訴訟手続の防御について全責任を直ちに負うことに同意し、また、売主は、当該訴訟や訴訟手続(和解を含みます)に起因して生じた訴訟費用及び弁護士報酬を含む全ての費用、損失、ロイヤルティ、益及び損害につき、買主、その代理人及び顧客を補償することに同意するものとします。買主は、自ら希望する場合、弁護士を代理人に立て、当該弁護士を通じてかかる訴訟や訴訟手続に積極的に参加することができ、当該代理人の報酬は、売主が支払うものとします。

売主は、知的財産権を使用又は保有することにより、第三者の知的財産権を侵害している旨の訴訟、請求又は申立て(以下「売主の知的財産権に関する請求」といいます。)に起因して又はこれに関連して、買主が負担した損失、損害、責任、費用(弁護士報酬を含みます)及び経費につき、買主に補償するものとします。ただし、買主が、合理的に可能な限り速やかに、自らが通知を受けた売主の知的財産権に関する請求の内容を記載する書面により売主に通知しなかった場合、売主の事前の書面による同意(当該同意は不当に留保し若しくは遅延しないものとします)なく、責任を認め若しくは関連する売主の知的財産権に関する請求の示談若しくは和解に同意した場合、又は上記の場合において、売主に、売主の要求に応じ、その費用負担において、売主の知的財産権に関する請求に起因する協議及び訴訟の全てを行わせない又は解決させない場合、あるいは、売主の要求に応じ、その費用負担において、売主にあらゆる合理的支援を行わない場合には、売主は上記の責任を負わないものとします。

保険

売主は、企業総合賠償責任保険、使用者責任保険及び労働者災害補償保険(又は必要に応じて同様の保険)を含め、危険負担が買主に移転するまでの製品(該当する場合)の最大損失額、及び賢明な売主が合理的であるとするその他の全てのリスクを補償する、信頼のおける保険会社が提供する必要なあらゆる保険を維持するものとします。売主は、要求に応じ、随時合理的範囲内において、当該保険を維持していることの証拠及びその全ての条件を提供するものとします。売主は、要求に応じて、当該保険の給付金を買主に譲渡するものとします。

補償

売主の従業員、代理人又は下請業者が、本注文の履行過程において、買主の物件又はその顧客若しくはサプライヤーの物件に立ち入る限りにおいて、売主は、買主及び売主双方の従業員又は財産を含め、本注文に基づく売主の事業活動により生じた人身傷害に対するあらゆる損害(ただし、買主、その代理人又は従業員の過失により生じた損害を除きます)について補償し、防御し、買主に何らの損害も与えないものとします。さらに、売主は、本注文に基づき購入された製品若しくはサービスの欠陥や売主、その代理人、従業員若しくは下請業者の作為若しくは不作為により又はこれに起因して生じた(その方法を問いません)損害、請求又は責任及び費用(弁護士報酬を含みます)の一切について防御し、補償し、買主に何らの損害も与えないものとします。この補償は、売主の保証義務に加えて行われるものとします。

変更

買主は、図面、意匠、仕様書、材料、包装、納期、引渡場所及び輸送方法をいつでも変更することができるものとします。当該変更により、履行に要する費用又は時間の変更があった場合は公正な調整を行い、これに伴い本注文を書面により変更するものとします。売主は、本条項に基づく当該変更を承諾することに同意するものとします。

データプライバシー

両当事者は、売主が買主のために及び又は買主に代わり、個人情報処理しないことを確認し、これに同意するものとします。いずれかの当事者が当該変更が行われることを知得した場合、相手方当事者にこれを通知し、両当事者は、売主が買主のために個人情報を処理する前に、誠意を持って個人情報の処理の補足条件について協議するものとします。上記事項に影響を与えることなく、売主は、常に、適用される全てのデータ保護及びプライバシー関連法を遵守するものとします。売主は、個人情報の不慮の若しくは違法な破壊、紛失、改変、不正開示又は不正アクセスにつながるセキュリティインシデントが生じた場合は、過度の遅滞なく、電子メール(privacy@incyte.com)で買主にこれを通知するものとします。

検査試験

本契約に基づき引き渡された製品又は履行されたサービスに対する支払を行っても、これを受領したことにはならないものとします。買主は、当該製品及びサービスを検査し、買主が、欠陥がある又は不適合であると判断した当該製品又はサービスの一部又は全部を拒否することができるものとします。拒否された製品又はサービス及び本注文において要求される数量を超えて供給された製品は、売主の費用負担において売主に返品することができ、買主は、自ら有するその他の権利に加え、当該製品に関する開梱、検査、再梱包及び再発送の費用の全額を売主に請求することができ、又は当該拒否されたサービスに関してクレジットを取得することができるものとします。買主は、検査時において、欠陥や不適合が明らかでない製品を受領した場合、交換及び損害賠償の支払を要求することができるものとします。本注文に定めるいずれの規定によっても、売主が試験検査及び品質管理の義務を免れることは決してないものとします。

解約

買主は、未だ引渡しを受けていない製品又は製品の一部の注文を取り消すことができるものとします。本条項に基づき取り消された又は一部取り消された注文に関して、買主は、解約時において既に製造されており、買主への引渡し準備が整っている製品に関連する部分の価格、並びに売主が本注文の製品の要件を履行するために購入した材料で、別の注文への使用が不可能な材料、又は売主の当該材料のサプライヤーに返品して返金を受けることができない材料の費用を支払うものとします。

リスク及び権原

製品の危険負担は、上記のとおり、欠陥のない又は不適合の確認できない製品が検査及び受領された場合には、引渡し時に買主に移転するものとします。権原の移転により、買主のその他の権利及び救済(拒否権を含みます)に影響が及ぶことは一切ないものとします。売主は、発注時において、製品に対する完全かつ明白な負担のない権原を有していること、並びに当該製品を買主に販売し、引き渡す完全かつ明白な負担のない権利を有していること、並びに買主に、製品に対する有効かつ制限のない権原を取得し、その平穏な占有を享受させることのできる権原及び権利を有していることを保証し、これを表明するものとします。

提携関係又は代理権の不存在

買主及び売主は独立しており、提携関係、本人と代理人又は雇用者と従業員の関係ではなく、また、本注文により、これに明示的に定める契約関係を除き、両当事者間においてジョイントベンチャー、信託関係、信認関係、その他の関係が築かれることはないものとします。買主及び売主のいずれも、相手方当事者に代わり約束を行う権限はなく、また、当該権限があると表明しないものとします。

譲渡及び再委託

本注文の一部を、買主の事前の書面による承諾なく、譲渡又は再委託することはできないものとします。それにもかかわらず、売主は、関係会社を通じて本注文に基づき付与された義務を履行し、権利を行使することができるものとします。ただし、売主は、当該関係会社の身元を含め、当該再委託又は譲渡について買主に事前に書面で通知することを条件とします。売主は、本注文に基づく自己の権利義務に関連する関係会社の作為又は不作為は、売主自身の作為又は不作為とみなされることを確認し、これに同意するものとします。

相殺

買主への支払金又は買主に請求可能な支払金の請求は全て、本注文その他売主との取引に起因して生じた反対請求を理由として買主が控除又は相殺を行うものとします。売主は、法により要求される場合を除き、一切の相殺、反対請求、控除又は源泉徴収を行うことなく、本注文に基づく買主への支払金の全額を支払うものとします。

発送

買主の要求する引渡日に応ずるため、売主が本注文の定めよりも値段の高い方法で発送する必要が生じた場合、これに起因する輸送費用の増加分は、買主側の事由によりルート変更又は優先対応の必要が生じた場合を除き、売主が支払うものとします。

権利放棄

買主が、本注文のいずれかの条件の履行の主張、若しくは本注文に基づく権利や特権の行使を行わなかった場合でも、また、買主が本注文に基づく違反に対する権利放棄を行っても、その後、その他いずれの条件や特権（同一のものであると、類似のものであるとを問いません。）も放棄されるものではありません。本注文の条件、条項又は違反に対する権利放棄は、書面で行った場合に限り、かつ、当該権利放棄が行われた目的に限り、効力を有するものとします。

引渡し

時間は、本注文の重要事項であり、約束の時期までに物品の引渡し又はサービスの提供が完了しなかった場合、買主は、その他の自己の権利や救済に加え、責任を負うことなく、未発送の物品又は未提供のサービスについて、通知をもって本注文を解除し（当該解除は売主が当該通知を受領した時点において効力を生ずるものとします。）、別途代替物又は代替サービスを購入の上、負担した損失を売主に請求することができるものとします。

買主の責任の制限－出訴期限

いかなる場合も、買主は、逸失利益や収益、又はあらゆる間接的、付随的、特別の、派生的若しくは懲罰的損害について責任を負わないものとします。本注文又はその履行や違反により、これに関連して又は起因して生じた損失又は損害に対するあらゆる請求に対して買主の負う責任の総額は、いかなる場合も、当該請求の原因となった製品若しくはサービス又はこれらの合計の価額を超えないものとします。買主は、あらゆる違約金について責任を負わないものとします。本注文に基づき引渡しが行われた製品又はサービスに関する買主側の違反に起因する訴訟は、訴訟原因が発生してから年以内に開始しなければなりません。

可分性

本注文のいずれかの条項（又はその一部）が、違法、無効若しくは執行不能である、又は違法、無効若しくは執行不能となった場合、本注文のその他の条項の適法性、有効性及び執行可能性に影響が及ぶことはないものとします。

通知

本注文に基づき一当事者が行う通知は、英語の書面により送付するものとし、以下の方法により送付された時点において受領されたものとみなすことができるものとします。

手交

全世界的に知られている翌日配達便

米国の郵便料金前納の配達証明付き郵便、又は該当する場合は外国のこれに相当する郵便

電子メール (supplier@incyte.com)。ただし、正規の電子メールアドレスからの既読通知の証明がある場合

完全合意

本注文に定める条件は、その目的事項に関する両当事者間の完全合意をなし、本注文の条件に矛盾する限度において、いずれかの当事者が通知したその他全ての法的条件に優先するものとします。サービスを開始し、又は該当する場合は製品を引き渡すことにより、両当事者は当該条件を承諾し、その拘束を受けるものとします。ただし、上記にかかわらず、両当事者の権限を有する代表者が完全に締結し、その他全ての条件が破棄される旨を定める目的事項が同一の法律条件（守秘義務、知的財産及び法令遵守（プライバシーや腐敗防止遵守条項等）等）を定める別途の書面による契約が存在する限りにおいて、本注文の条件は全面的に取り消され、破棄されるものとします。

第三者の権利

この条項に明示の定めのある場合を除き、本注文の当事者以外の者には、本注文上、そのいずれの条項も執行する権利はないものとします。買主の関係会社は、本注文の条項を執行することができるものとします。本注文又はその条項の取消し又は変更の際に、当該関係会社の同意は必要としないものとします。

法令遵守

売主は、自己に適用される全ての法律、法規、規則、規制政策、ガイドライン及び業界規範を遵守するものとし、本注文に基づく又はこれに関連する自己の義務を履行するために随時要求される承認その他全ての同意、許可及び権限を維持するものとし、

副本

本注文は、副本をもって締結することができ、その全てを併せて一つの契約書となるものとし、電子メール(例えば)等によりその写しを電子的に交付することができ、署名済みの文書の当該電子コピーは、署名当事者を拘束する有効なものとなされるものとし、

準拠法(欧州に所在する Incyte Biosciences 関係会社による購入注文)

本注文、並びに本注文及びその目的事項又は成立に起因して又はこれに関連して生ずる紛争又は請求(契約によらない紛争又は請求を含みます)は、スイス法に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、

準拠法(インサイト・バイオサイエンス・ジャパン合同会社による購入注文)

本注文、並びに本注文及びその目的事項又は成立に起因して又はこれに関連して生ずる紛争又は請求(契約によらない紛争又は請求を含みます)は、抵触法の原則を適用することなく日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、

準拠法(Incyte Biosciences Canada Corporation による購入注文)

本注文、並びに本注文及びその目的事項又は成立に起因して又はこれに関連して生ずる紛争又は請求(契約によらない紛争又は請求を含みます)は、オンタリオ州法に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、

準拠法(Incyte Corporation による購入注文)

本注文、並びに本注文及びその目的事項又は成立に起因して又はこれに関連して生ずる紛争又は請求(契約によらない紛争又は請求を含みます)は、デラウェア州法に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、

裁判管轄権(欧州に所在する Incyte Biosciences 関係会社による購入注文)

両当事者は、ローザンヌの裁判所が、本注文、その目的事項又は成立に起因して又はこれに関連して生じた紛争又は請求(契約によらない紛争又は請求を含みます)を解決する専属的裁判管轄権を有することに取消不能の形で同意するものとし、

裁判管轄権(インサイト・バイオサイエンス・ジャパン合同会社による購入注文)

両当事者は、東京地方裁判所が、本注文、その目的事項又は成立に起因して又はこれに関連して生じた紛争又は請求(契約によらない紛争又は請求を含みます)を解決する専属的裁判管轄権を有することに取消不能の形で同意するものとし、

裁判管轄権(Incyte Biosciences Canada Corporation による購入注文)

両当事者は、オンタリオ州トロントの裁判所が、本注文、その目的事項又は成立に起因して又はこれに関連して生じた紛争又は請求(契約によらない紛争又は請求を含みます)を解決する専属的裁判管轄権を有することに取消不能の形で同意するものとし、

裁判管轄権(Incyte Corporation による購入注文)

両当事者は、デラウェア州の裁判所が、本注文、その目的事項又は成立に起因して又はこれに関連して生じた紛争又は請求(契約によらない紛争又は請求を含みます)を解決する専属的裁判管轄権を有することに取消不能の形で同意するものとし、

